

久留米市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、適切に管理されず老朽化した危険な空家等が、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、空家等を除却し、住環境の改善を図るため、老朽危険空家等を除却する者に対して、久留米市老朽危険空家等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険空家等 木造の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する特定空家等。

イ 同一敷地内において使用実態がなく、別表第一の評点区分において、構造の腐食又は破損の程度がレベルⅡ以上の評点かつ周辺への悪影響があるもの、又は評点合計が100点以上のもの。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく、著しく保安上危険な建築物等（危険範囲に使用実態がないものに限る。）に相当すると判断されたもの等、市長が除却の必要があると認めるもの。

(2) 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

(3) 申請者 次のいずれかに該当し、1の者又は団体などをいう。ただし、次のア又はイの者が申請することが困難な場合に、ウの者を申請者とすることができる。

ア 老朽危険空家等の所有者

イ 同号アの法定相続人

ウ 同号ア又はイの者から除却の同意を得た者又は団体

(4) 対象費用 老朽危険空家等の全部又は一部の除却に要する費用をいう。ただし、一部の除却が認められた場合は、存する部分の建築物が地震その他の震動及び衝撃などに対して安全な構造のものに限る。

(5) 解体事業者等 次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

ア 市内に本店、支店等の事業所を有する事業者、又は市内の個人事業者

イ 同条第3号に規定する者が代表者でない事業者

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、申請者及び解体事業者等が解体工事に関する法令等を遵守し、老

朽危険空家等の除却を行うもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 同一敷地内において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 交付決定前に、解体工事の契約及び工事着手を行っていないもの。
- (3) 市長が別に定める募集要領（以下、募集要領という。）に従い、解体工事を行うもの。ただし、前条第1項第1号アの特定空家等又は前条第1項第1号ウに該当するもの、若しくはその状態のものはこの限りではない。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物であること。
- (5) 火災、地震等の災害及び事故並び故意による破損でないもの。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、650,000円を限度とする。ただし、補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における木造の建築物の除却工事費を1平方メートルあたりの除却工事費の上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請等）

第5条 申請者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が事前に把握していたものについては、第2号及び第3号に規定する書類を省略できる。

- (1) 工事見積書の写し及び面積図
- (2) 危険度事前判定表（別表第二）
- (3) 建物の全部事項証明書の写し
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 誓約書（第2号様式）

- 2 前項の第3号に規定する書類が存在しない場合は、固定資産の名寄帳兼課税簿又はその他所有者を特定できるものを前項の第3号に規定する書類とみなす。

- 3 同条第1項各号で規定する書類以外に、次に掲げる書類の提出が必要な場合は、第1項の補助金交付申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の写し
- (2) 役員名簿（規則第14号様式）
- (3) 委任状（参考様式1）
- (4) 同意書（参考様式2）

（補助金交付の適否の決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容の審査及び募集要領に定める交付決定の件数の範囲

内で適否を決定するものとする。

(決定又は却下の通知)

第7条 市長は、前条の規定により審査した結果、補助金の交付決定又は申請却下について、次の各号の該当する書面により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

(1) 交付決定 補助金交付決定通知書(第3号様式)

(2) 申請却下 補助金交付申請却下通知書(第4号様式)

(事業内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「受給決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(第5号様式)に第5条第1項第1号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容を変更(決定・却下)通知書(第6号様式)により受給決定者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 受給決定者は、事情により事業を中止しようとする場合は、補助金交付申請取下申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給決定者が前項の補助金交付申請取下申請書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(第8号様式)(以下「取消通知書」という。)により受給決定者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第10条 受給決定者は、事業が完了したときは、募集要領に規定された期限又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し(除却工事を行った者が発行したもの)

(3) 工事写真(施工前及び施工後)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第10号様式)により当該受給決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 受給決定者は、前条の規定により補助金交付の請求をするときは、請求書(第

- 1 1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 受給決定者は、受領の委任状(参考様式3)により、補助金の受領を解体事業者等に委任することができる。
- 3 市長は、前条第1項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消)
- 第13条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 募集要領に従い、期限内に書類等の提出がなされなかったとき。
- (3) 各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定は、第11条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。
- 3 市長は、同条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書により通知しなければならない。
(補助金の返還)
- 第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(第12号様式)により期限を定めてその返還を命じることができる。

附則

この要綱は、平成24年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月27日から施行し、同日以後に申請されたものについて適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。